

## 西村あさひ法律事務所

## GDPR: EU-US Data Privacy Framework に対する十分性認定の公表～英国・スイス法の下での米国へのデータ越境移転に対する影響と十分性認定公表後の動向～

ヨーロッパ / 個人情報保護・データ保護規制ニュースレター

2023年7月18日号

執筆者:

E-mail✉ [石川 智也](mailto:tomokazu@nishimura-asahi.com)E-mail✉ [佐々木 将也](mailto:shizuka@nishimura-asahi.com)E-mail✉ [水谷 有希](mailto:mitsuhito@nishimura-asahi.com)

2023年7月10日、欧州委員会は、EUから米国への個人データの越境移転のための Data Privacy Framework (以下「DPF」という。)に対する十分性認定(以下「本十分性認定」という。)を公表した。その後、7月17日には、米国において DPF の登録が開始され、新たに Q&A 等が公表されるに至っている。本ニュースレターでは、本十分性認定の背景・概要と日系企業への影響につき速報的に解説した[弊所ヨーロッパ/個人情報・データ保護規制ニュースレター2023年7月11日号](#)に続いて、本十分性認定の、英国・スイスのデータ保護法が適用される個人データの米国への越境移転に対する影響と、十分性認定公表後の動向について解説する。

## 1. 本十分性認定の、英国・スイスのデータ保護法が適用される個人データの米国への越境移転に対する影響

DPF は、直接的には EU GDPR が適用される個人データの米国への越境移転のための法的枠組みであるが、同時に、UK GDPR が適用される個人データの米国への越境移転、及び、スイスのデータ保護法が適用される個人データの米国への越境移転の法的根拠ともなり得る。

### (1) 英国 (UK Extension to the EU-U.S. DPF)

英国においては、EU からの離脱後も、EU の GDPR とほぼ同内容の規制である、いわゆる UK GDPR が適用されており、少なくともこれまでのところは、個人データの処理に係るルールについて EU と大きな違いは見られなかった。DPF 及び本十分性認定についても、既に2023年6月8日に、英国による十分性認定の発効を条件として、DPF が英国にも拡張(以下「UK Extension」という。)される旨の共同声明<sup>1</sup>が米英の首脳により出されていた。

DPF に登録する企業は、2023年7月17日以降、UK Extension についても自己認証することが可能であり、UK Extension について自己認証を行った組織は、英国による十分性認定後は、UK GDPR が適用される個人データの米国への越境移転についても DPF に依拠して行うことが可能となる<sup>2</sup>。

### (2) スイス (Swiss-U.S. DPF)

英国同様、スイスにおいても、DPF と平行な枠組み(以下「Swiss-U.S. DPF」という。)の議論が進められている。スイスにおいては、2022年9月8日、スイスのデータ保護当局である Federal Data Protection and Information Commissioner (以下「FDPIC」という。)が Swiss-U.S. Privacy Shield Framework が適切なレベルの保護を提供しないと述べていたが、今般の DPF

<sup>1</sup> <https://www.gov.uk/government/publications/uk-us-data-bridge-joint-statement> 参照。米国商務省によるプレスリリースについては、<https://www.commerce.gov/news/press-releases/2023/06/us-uk-joint-statement-us-uk-data-bridge> 参照。

<sup>2</sup> UK Extension については、米国商務省による FAQ (<https://www.dataprivacyframework.gov/s/article/FAQs-UK-Extension-to-the-EU-U-S-Data-Privacy-Framework-UK-Extension-to-the-EU-U-S-DPF-dpf>) 参照。なお、英国による十分性認定の発効の時期については、2023年7月17日時点では明らかにされていない。

及び本十分性認定を受けて、Swiss-U.S. DPF により提供される保護の十分性が認定されることが期待されている<sup>3</sup>。

DPF に登録する企業は、2023 年 7 月 17 日以降、Swiss-U.S. DPF についても自己認証することが可能であり、Swiss-U.S. DPF について自己認証を行った組織は、スイスによる十分性認定後は、スイスのデータ保護法が適用される個人データの米国への越境移転についても DPF に依拠して行うことが可能となる<sup>4</sup>。スイスでは、データ保護法が改正されていたところ、改正後のデータ保護法が発効する 2023 年 9 月 1 日にスイスによる十分性認定がなされることが期待される<sup>5</sup>。

## 2. 十分性認定公表後の動向

### (1) 米国商務省による公表

米国商務省は、2023 年 7 月 17 日、米国企業が DPF に登録するための要件やデータ主体による不服申立ての方法についてウェブサイトを通じて情報公開した<sup>6</sup>。DPF への登録を希望する企業は、最初の自己認証を行う際に、米国商務省国際貿易局 (the U.S. Department of Commerce's International Trade Administration (ITA)) に対して DPF に掲げられた諸原則と合致するプライバシーポリシーの草案を提出しなければならないところ、上記ウェブサイト内の FAQ において、DPF に参加する上でプライバシーポリシーをアップデートする期限やプライバシーポリシーへの記載事項等が解説されている<sup>7</sup>。

また、DPF に登録している企業については、米国商務省が公表している登録者リストを検索することで確認することができる。2023 年 7 月 17 日時点で、既に 2500 社以上の登録が認められるが、これには従前 EU-U.S. Privacy Shield に登録していた企業がそのまま掲載されたものも含まれるように思われる。SCC 又は BCR に依らずに DPF に依拠して米国への個人データの移転を行うことを検討する場合は、上記ウェブサイトを通じて、移転先の組織について DPF の登録がなされているか事前に確認する必要があることに留意されたい。

### (2) noyb による欧州司法裁判所への提訴

既に、本十分性認定への不服申立ての動きが出てきている。個人データの米国への越境移転がなされるデータ主体は誰でも管轄データ保護監督当局又は裁判所に対して異議申立てをすることができるところ、Schrems 判決<sup>8</sup>のきっかけを作った Max Schrems 氏が所属する NGO 団体の noyb は本十分性認定の公表を受けて、DPF に対する十分性認定を無効とするための提訴の準備を進めており、2024 年又は 2025 年には欧州司法裁判所の判決が下される可能性がある旨公表している<sup>9</sup>。

本十分性認定は、仮に欧州司法裁判所への提訴が行われたとしても、現に無効であるとの判決が下されるまでは有効であると解されているが、欧州司法裁判所への提訴状況及び判決の方向性については、今後も注視が必要である。

### (3) 今後の越境移転規制の展望

上記のとおり、提訴の動きはあるものの、本十分性認定により、米国に対する越境移転の議論は一旦は落ち着きを見せることになる。今後は、その他の十分性認定を受けていない国に対する個人データの越境移転の適法性に関する議論が活発化することが予想される。たとえば、Schrems II 判決以降、たびたび各国のデータ保護監督当局から個人データの越境移転の適法性に関する疑義を指摘され、また、既に欧州データ保護評議会 (EDPB) が法令の調査を行い、その結果を公表した国としては、中国、

<sup>3</sup> Swiss-U.S. DPF についての米国商務省 FAQ (<https://www.dataprivacyframework.gov/s/article/FAQs-Swiss-U-S-Data-Privacy-Framework-Swiss-U-S-DPF-1-4-dpf>) の Q1 参照。

<sup>4</sup> 前掲注 3・米国商務省 FAQ 参照。

<sup>5</sup> [https://www.edoeb.admin.ch/edoeb/en/home/kurzmeldungen/20230410\\_eu\\_us\\_dpf.html](https://www.edoeb.admin.ch/edoeb/en/home/kurzmeldungen/20230410_eu_us_dpf.html) 参照。

<sup>6</sup> <https://www.privacyshield.gov/NewsEvents> 参照。

<sup>7</sup> <https://www.dataprivacyframework.gov/s/article/FAQs-Privacy-Policy-1-5-dpf> 以下参照。

<sup>8</sup> <https://curia.europa.eu/juris/document/document.jsf?text=&docid=169195&pageIndex=0&doclang=EN&mode=lst&dir=&oc=c=first&part=1&cid=22309>。

<sup>9</sup> <https://noyb.eu/en/european-commission-gives-eu-us-data-transfers-third-round-cjeu> 参照。

ロシア及びインドが挙げられる<sup>10</sup>。


これらの国を含め、十分性認定を受けていない国に標準契約条項(Standard Contractual Clauses。以下「SCC」という。)に基づいて個人データを移転する際には、越境移転影響評価(Transfer Impact Assessment。以下「TIA」という。)を行う必要があり、仮に TIA を実施していないことが判明した場合には、SCC を締結していないのと同様のリスク(制裁金や、データ移転の差止め)があることに注意が必要である。また、中国やベトナムの個人情報保護法の下でも越境移転に際し、影響評価が求められ、かつ、当局への届出が要求されていること<sup>11</sup>や、直近サウジアラビアの個人情報保護法の下位規則案において影響評価の考え方が導入される<sup>12</sup>など、越境移転に際しての影響評価が各国のデータ保護法に取り込まれる動きに対応できるよう、グループでのデータフローを把握し、グループに適用ある法令のガバナメントアクセスの動向を把握できるように、データガバナンスの仕組みを構築していくことが重要である。

また、別の方向の議論として、2023年6月8日の英国・米国の共同声明にもあるように、Global Cross-Border Privacy Rules Forum(元々は APEC での越境移転のためのフレームワークであった CBPR がグローバルに拡大し、英国が参加したもの)や OECD を通じた、信頼ある越境データ移転の促進に向けた動きについても引き続き注目される。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 

<sup>10</sup> [https://edpb.europa.eu/system/files/2022-01/legalstudy\\_on\\_government\\_access\\_0.pdf](https://edpb.europa.eu/system/files/2022-01/legalstudy_on_government_access_0.pdf) 参照。

<sup>11</sup> [弊所中国ニュースレター2023年6月21日号及び弊所アジア/個人情報・データ保護規制ニュースレター2023年6月6日号](#) 参照。

<sup>12</sup> <https://istitlaa.ncc.gov.sa/ar/Transportation/NDMO/RPDTO/Pages/default.aspx> 参照。